

選挙運動の公費負担（ポスター作成）
の支出に関する措置請求監査結果

（平成 20 年 4 月）

練馬区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

練馬区 A

2 請求書の提出

平成20年2月7日

3 請求の内容

請求人が提出した「区長・区議会議員に関する措置請求」(別紙)による主張事実の要旨および措置請求の内容は、つぎのとおりである。

(1) 主張事実の要旨

ア 区議会議員選挙では、「掲示板に貼るポスター代、候補者の選挙用自動車(選挙カー)借上げ代(レンタカー等)、同ガソリン代、運転手の人件費」が公費で支払われ、ポスター代の公費負担は定額ではなく実際にかかった費用であり、限度額も決められている。

イ 平成19年12月5日、朝日新聞/夕刊に、「公費負担の候補者ポスター代水増し 都議選でも不正請求」の見出しで掲載され、その内容は、05年の東京都議選でも1部の都議が、負担対象でない選挙葉書や名刺作成代をポスター代に含めて不正に精算していた疑いが強い事がこの記事より解った。

このことは、ポスターと同じデザインで公選葉書(選挙葉書)を作成するのが一般的であり、この公選葉書の作成費は公費負担対象外であるが、先のポスター代に上乘せしているケースを顕著に示している。

ウ 請求人は、情報公開請求して得た資料を精査し、「平成19年4月22日執行練馬区長・区議会議員選挙 公費負担請求金額一覧表」を調べたところ、ポスター作成公費負担限度額559,248円の支払を受けている候補者は、区長選挙2名、区議会議員選挙36名いた。さらに公費負担限度額90%以上(503,323円)申請・受理している者を含めると、区長選挙候補者3名の全員、区議会議員選挙は68名の候補者中49人(72%)もいることが判明した。

また、ポスターの掲示板の設置箇所数は区長・区議会議員選挙共練馬区内の573ヵ所(573枚分)は共通であるが、区議会議員選挙候補者のポスター作成最低金額は、131,217円(作成枚数573枚、1枚当たりの単価229円)、同最高金額は840,000円(作成枚数800枚、1枚当たりの単価1,050円)であった。

各候補者共通に573ヵ所(573枚分)しか貼る場所がないにも関わらず、何故800枚も作成するのか疑問である。

剥がれたり、貼り損じ等でも600枚分の作成枚数が有れば十分であり、一般的に印刷には予備が付き物で、必要最低枚数の作成で予備の分位は印刷会社からもらえる場合が大半である。私の場合、作成枚数は573枚、作成費用

297,960円であり、予備も含め十分に間に合った。

エ 請求人は、「本件ポスター/請求・公費負担一覧表」を作成し検証した（政党名は略称）。①請求人は本件選挙の候補者として4色のポスターを作成し、「作成枚数/573枚、単価/520円、合計297,960円」を請求し、同額の公費負担額の支払を受けている。②請求人の単価は、520円、安い方から7番目で、Bの4人の候補者が単価467円、C党C1候補は単価472円、D党D1候補の578円、EのE1候補の630円、C党C2候補の641円、C党C3の699円からみても、常識的な単価である。

③そこで、単価600円を本件監査請求の基準にする。

④ポスターには、デザイン等の特殊な請求がある事を考慮し、本件監査請求の対象を基準単価の1.5倍「600円×1.5=900円」とする。

⑤よって、単価900円以上の候補者のポスター代公費負担請求が虚偽の不適正な請求の可能性が非常に高いので監査を求める。

オ 掲示板の「各候補者のポスターの写真」を調べると、B/4名、F/12名、G/7名が政党毎にほぼ同一のデザインで、候補者名、ロゴ等を差し替えている事が分る。

そして、B/4名、F/12名、G/7名の候補者の「請求書(ポスターの作成)」を調べると、

B/4名・・・単価/467円、印刷枚数/620枚、請求額/267,591円、
印刷会社/Z社

F/12名・・・単価976円、印刷枚数/573枚、請求額/559,248円、
印刷会社/H社

G/7名・・・単価970円、印刷枚数573枚、請求額/555,810円、
印刷会社/D社

と、政党毎で、単価、印刷枚数、請求額、印刷会社まで一緒である。

同一のデザインであり、候補者名、ロゴ等を差し替えているだけなら、デザイン料は割安になるのが常識である。

にも係らず、F党は、印刷枚数は上限一杯の573枚、単価も上限一杯の976円、そして、満額を請求している。

また、G党は単価が上限より6円少ないだけで、ほぼ満額の555,810円の公費負担を得ている。

よって、F党・G党は各々ほぼ同じデザインのポスターを作成し、F党は満額に合わせたかのように573枚、単価976円とし、G党もほぼ満額に合わせる為に請求したものと推測される。

よって、本件ポスター代の請求は、不正な水増し請求した疑いが極めて高く、本件監査請求を求めるものである。

(2) 措置請求

- ア 朝日新聞の記事および当方の情報公開請求資料の精査から、別紙候補者の不正な水増し請求の疑いが濃厚な請求である事が判明した。
- イ 本件ポスター代金は、「練馬区議会議員及び練馬区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」（以下、「条例」という。）の規定に基づいて公費負担されるものである。
- ウ 本件公費負担は、当該選挙の候補者及び印刷業者が、選管で定めた所定の様式に記入・押印し、選管に届け出て審査を受け支払われるものである。
- エ それにも係わらず、所定の様式に虚偽の記載をし、公金を詐取したものであり、「詐欺」に当たると思料する。
- オ よって、別紙候補者の印刷会社等からの請求書等を提出させ、印刷業者から聞き取り等を行い、今回の請求が適正であるか調査し、水増し請求・架空請求等が認められれば、区長及び会計管理責任者に対して返還させるよう求める。損害額は、不適正な単価により請求した額である。

別紙

監査対象の区議候補者

候補者名	候補者名	候補者名	候補者名
C 4	C 5	D 2	G 1
D 3	G 2	G 3	G 4
G 5	G 6	G 7	H 1
C 6	F 1	F 2	F 3
H 2	D 4	D 5	I 1
C 7	F 4	F 5	J 1
C 8	F 6	C 9	I 2
H 3	D 6	C 1 0	F 7
C 1 1	C 1 2	D 7	I 3
F 8	F 9	F 1 0	F 1 1
F 1 2	C 1 3	D 8	C 1 4
D 9	K 1	L 1	

監査対象の区長候補者

候補者名	候補者名	候補者名
M 1	N 1	P 1

4 要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

なお、上記 3 (2) アからエまでについては、財務会計上の行為には当たらないため監査を行わない。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の要旨から、つぎのとおりとした。

「平成 19 年 4 月に行われた練馬区議会議員選挙および練馬区長選挙におけるポスター作成に係る公費負担の支出（以下「本件」という。）に違法・不当な点があったか。」を監査対象事項とした。

2 監査委員の除斥

C 1 2 監査委員および F 1 2 監査委員は、本件請求対象者に含まれており、本件請求と直接の利害関係を有することから、法第 199 条の 2 の規定に基づき本件請求の監査執行上は除斥となる。

3 監査対象課

練馬区予算事務規則（昭和 59 年 4 月練馬区規則第 19 号）第 26 条の規定により支出命令の事務は、選挙管理委員会事務局長に委任されていることから、練馬区選挙管理委員会事務局を監査対象課とした。

4 本件措置請求に係る公費負担の申請者である候補者

(1) 区議会議員選挙候補者（以下「区議候補者」という。）は表 1 のとおりである。

なお、請求人において「d 3」「g 6」「f 1」「f 2」「d 4」「c 7」「f 4」「f 5」「j 1」「c 8」「f 6」「h 3」「d 6」「c 1 0」「c 1 1」「c 1 2」「i 3」「f 8」「f 9」「f 1 1」「c 1 3」「l 1」としている候補者については、本件監査結果においては、それぞれ「D 3」「G 6」「F 1」「F 2」「D 4」「C 7」「F 4」「F 5」「J 1」「C 8」「F 6」「H 3」「D 6」「C 1 0」「C 1 1」「C 1 2」「I 3」「F 8」「F 9」「F 1 1」「C 1 3」「L 1」と記載する。

(表1) 区議候補者

区議候補者氏名	ポスター 作成の契 約相手方	区議候補者氏名	ポスター 作成の契 約相手方	区議候補者氏名	ポスター 作成の契 約相手方
C 4	A	C 5	B	D 2	C
G 1	D	D 3	E	G 2	D
G 3	D	G 4	D	G 5	D
G 6	D	G 7	D	H 1	F
C 6	G	F 1	H	F 2	H
F 3	H	H 2	I	D 4	J
D 5	E	I 1	K	C 7	I
F 4	H	F 5	H	J 1	L
C 8	I	F 6	H	C 9	I
I 2	F	H 3	M	D 6	N
C 1 0	I	F 7	H	C 1 1	O
C 1 2	K	D 7	P	I 3	K
F 8	H	F 9	H	F 1 0	H
F 1 1	H	F 1 2	H	C 1 3	A
D 8	Q	C 1 4	R	D 9	S
K 1	T	L 1	U		

(2) 区長選挙候補者（以下、「区長候補者」という。）は、表2のとおりである。

なお、請求人において「m1」「n1」としている候補者について、本件監査請求においては、それぞれ「M1」「N1」と記載する。

(表2) 区長候補者

区長候補者 氏名	ポスター 作成の契 約相手方	区長候補者 氏名	ポスター 作成の契 約相手方	区長候補者 氏名	ポスター 作成の契 約相手方
M 1	V	N 1	W	P 1	D

5 監査対象課からの事情聴取等

監査対象課に対して関係書類の提出を求めるとともに、本件について事情聴取を行った。

6 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、監査対象課の調査で回答が得られなかった候補者 6 名に対して本件措置請求に対する見解等について、関係人調査を行った。調査の方法については、監査委員の文書による調査（照会）方法により行った。

文書による調査を行った区議候補者名 5 名および区長候補者 1 名は、つぎのとおりである。

区議候補者 H 2、D 3、C 7、C 1 0、I 3

区長候補者 M 1

7 請求人の証拠の提出および陳述

措置請求書において、法第 242 条第 6 項の規定に基づく証拠の提出および陳述の機会について、これを行わない旨の意志が確認できたのでこれを設けなかった。

第 3 監査の結果

監査の結果、合議により、本件請求の主張には理由がなく、措置請求は認めることはできないとの結論に至った。

以下、事実関係の確認、監査対象課、関係人等に対する調査の結果および判断の理由を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 条例について

条例第 1 条の規定によると「公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項および第 143 条第 15 項の規定に基づき、練馬区議会議員および練馬区長の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車(以下「自動車」という。)の使用、法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ(練馬区長の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。)の作成および法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。」とされている。

条例第 9 条の規定においてポスターの作成の公費負担について、「候補者は、第 11 条に定めるところにより算定したポスターの 1 枚当たりの作成単価の限度額にポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙の行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。」と定められている。

条例第 11 条の規定においてポスターの作成の公費負担額および支払手続について、「区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべ

き金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が26円73銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に557,115円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。」と定められている。

(2) 公費負担に係る手続について

ア この公費負担の手続の細目については、条例の規定に基づき、練馬区選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)が練馬区選挙執行規程(平成12年3月13日練馬区選挙管理委員会告示第10号。以下「規程」という。)を定めており、候補者と契約業者との間で交わされたポスター作成の有償契約について、条例で定められた金額の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、区が各契約業者等に直接その費用を支払うという仕組みとなっている。具体的には、規程第18章のほか「平成19年4月22日執行区議会議員選挙区長選挙公費負担の手引」に定められており、要約すればつぎのとおりである。

(ア) 契約の届出

この制度の適用を受けようとする候補者は、契約業者等と契約を締結した場合には、選挙管理委員会にその旨を届け出る。

なお、届出に際しては契約書等の写しの添付を行うこととされている。

(イ) 確認申請

契約の届出をしたのち、ポスター作成枚数については、選挙管理委員会において、公費負担の対象となるポスター作成枚数の確認を行うため、候補者からポスター作成枚数確認申請書の提出を受け、ポスター作成枚数確認書(以下、「確認書」という。)を交付することとなっている。

(ウ) 「ポスター作成証明書」(以下、「証明書(ポスター作成)」という。)の交付

候補者がポスター作成を公費負担により行うときは、定められた様式による証明書(ポスター作成)を作成し、契約業者等に交付する。

(エ) 費用の請求

手続が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が供託物を没収されないことを確認した後、「請求書（ポスター作成）」（以下「請求書」という。）により、選挙管理委員会へ提出する。その際、候補者からすでに受領した確認書および証明書（ポスター作成）を添付する。

(オ) 費用の支払

請求書等について会計処理に関する規程に従って処理され、口座振替により支払を行う。

上記記載の契約の届出、確認申請に係る処理、証明書の交付、請求（必要な添付書類を含む。）等の公費負担に係る手続は、条例および規程等に則って適正に行われていた。

イ 支出事務の手続

公費負担の支出事務については、練馬区会計事務規則（昭和 39 年 9 月練馬区規則第 3 号）に則って適正に行われていた。

(3) 区議候補者および区長候補者のポスター作成の公費負担額について

ア ポスター作成の公費負担額の算出方法

練馬区内のポスター掲示場が 573 箇所あることから、条例第 11 条の規定に基づき算出されるポスター 1 枚当たりの公費負担となる作成単価限度額は 976 円であり、作成限度額枚数 573 枚である。

イ 公費負担額の上限

条例の規定により、公費負担額はポスター 1 枚当たりの作成単価に当該ポスター作成枚数を乗じて得た金額とされ、前記記載のそれぞれの限度額を乗じた本件公費負担限度額は、559,248 円である。

ウ 区議候補者および区長候補者の公費負担額等

本件請求にかかる公費負担状況は、選挙管理委員会に提出された証明書（ポスター作成）および請求書によると、表 3 および表 4 のとおりであり、請求額と同額が支出されていた。

(表 3) 区議候補者

区議候補者氏名	選挙運動用ポスター 作成契約書			請求書および請求 内訳書			ポスター作成公費 負担額	
	数 量	作成 単価	契約金額	作成 枚数	作成 単価	請求金 額	作成 枚数	公費負担額
C 4	600	900	540,000	573	900	515,700	573	515,700
C 5	600	910	546,000	573	910	521,430	573	521,430
D 2	650	945	614,250	573	945	541,485	573	541,485
G 1	573	970	555,810	573	970	555,810	573	555,810
D 3	700	970	679,000	573	970	555,810	573	555,810
G 2	573	970	555,810	573	970	555,810	573	555,810
G 3	573	970	555,810	573	970	555,810	573	555,810
G 4	573	970	555,810	573	970	555,810	573	555,810
G 5	573	970	555,810	573	970	555,810	573	555,810
G 6	573	970	555,810	573	970	555,810	573	555,810
G 7	573	970	555,810	573	970	555,810	573	555,810
H 1	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
C 6	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
F 1	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
F 2	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
F 3	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
H 2	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
D 4	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
D 5	700	976	683,200	573	976	559,248	573	559,248
I 1	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
C 7	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
F 4	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
F 5	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
J 1	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
C 8	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
F 6	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
C 9	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248

I 2	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
H 3	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
D 6	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
C 1 0	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
F 7	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
C 1 1	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
C 1 2	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
D 7	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
I 3	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
F 8	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
F 9	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
F 1 0	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
F 1 1	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
F 1 2	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
C 1 3	650	980	637,000	573	976	559,248	573	559,248
D 8	650	1000	650,000	573	976	559,248	573	559,248
C 1 4	600	1008	604,800	573	976	559,248	573	559,248
D 9	573	1037	594,201	573	976	559,248	573	559,248
K 1	800	1050	840,000	573	976	559,248	573	559,248
L 1	600	1050	630,000	573	976	559,248	573	559,248

(表4) 区長候補者

区長候補者 氏名	選挙運動用ポスター 作成契約書			請求書および請求 内訳書			ポスター作成公費 負担額	
	数 量	作成 単価	契約金額	作成 枚数	作成 単価	請求金額	作成 枚数	公費負担額
M 1	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
N 1	573	976	559,248	573	976	559,248	573	559,248
P 1	573	970	555,810	573	970	555,810	573	555,810

(4) 監査委員による関係人調査について

監査対象課において、47名の区議候補者、3名の区長候補者およびそれぞれのポスター作成の契約相手方に対して文書による調査(照会)を行った結果、区議候補者42名、区長候補者2名および全候補者のポスター作成の契約相手方から回答を得た。調査内容は、①公費負担請求金額の中にポスター作成費以外の経費が含まれているかの質問への回答②ポスター経費の内訳についての記入③見積書等の内訳がわかる書類の添付④その他ポスター作成に関する意見の記入を依頼するものである。

そこで、監査委員は、監査対象課から提出された回答および添付資料を調査、確認し、十分信頼できる内容であると判断した。そこで、監査委員による関係人調査は、監査対象課が行った調査で事実関係が確認できなかった区議候補者5名(H2、D3、C7、C10およびI3各候補者)および区長候補者1名(M1候補者)について行った。調査項目は、監査対象課が実施した内容と同様である。その結果、M1区長候補者から回答があった。

また、I3区議候補者へ発送した照会文書は、「あて所に尋ねあたりません」との理由で返送された。

2 監査対象課の見解

本件措置請求に関する監査対象課の見解は、つぎのとおりである。

「<本件措置請求に対する反論・主張等およびその理由、根拠>

1. 公費負担の概要

公費負担制度は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図るための選挙公営制度のひとつとして導入されたもので、供託物が没収されない候補者に限り、選挙運動にかかる経費の一定のものについて、候補者が業者と有償契約を締結しこの契約に基づく対価を業者が選挙管理委員会へ請求し、区が当該業者へ直接支払うものである。

練馬区においては、平成4年の公職選挙法の改正により「市の議会の議員の選挙または長の選挙については、市は条例で定めるところにより、公職の候補者の自動車の使用およびポスターの作成について無料とすることができる」(公職選挙法第141条第8項および第143条第15項)旨明記されたことに伴い、平成6年7月に「練馬区議会議員および練馬区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」(以下「公費負担条例」という)が制定され、平成7年の同選挙から制度が実施されてきた。

このうち、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担については、同条例第11条に掲げる計算式により算出された単価に作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で公費負担により作成することができ、その際の枚数は当該選挙区のポスター掲示場の枚数を限度とするとされている。

地方選挙における公費負担の限度額およびその算出方法は、国政選挙における限度額の算定方法により算出した額を上限とし、当該地方公共団体の実情を総合的に勘案して定めることとされており、本区においてもポスター作成の手続きや一枚あたりの単価の設定方法等については、他区市と同様国政選挙に準じて規定されている。

公費負担条例は、公職選挙法および同法施行令に基づき公費負担の限度額を定めるにとどまらず、同法施行規則に準じて定めた練馬区選挙執行規程（以下「執行規程」という）により一連の手続きの書式等の詳細を定め、請求・支払いを含めた公費負担手続きが適正に行なわれることを確保している。

2. 公費負担の請求手続き

(1) 公費負担条例に基づき選挙運動用ポスターの公費負担を受けようとする候補者は、第 11 条の規定に基づきポスターの作成を業とする業者との間に有償契約を締結し、立候補届出後直ちに、当該契約に関する書面の写しを添えて選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないとされている。＝使用する選挙運動用ポスターの契約業者の特定

(2) ポスターの作成枚数の確認については、執行規程第 85・86 条の規定に基づき候補者から提出された確認申請書により、選挙管理委員会が確認した枚数以内に限るとしている。選挙管理委員会から確認書の交付を受けた候補者は、これを契約業者に提出することとしている。＝作成枚数が限度内であることの選挙管理委員会の確認

(3) ポスターを作成した証明として、候補者は、執行規程第 87 条の規定に基づき、作成枚数、作成金額等を記載した選挙運動用ポスター作成証明書を契約業者に提出しなければならないこととされている。＝ポスターを作成したことの証明

(4) 契約業者はポスター代を請求するにあたって、執行規程第 88 条の規定に基づき請求書に上記の証明書および確認書を添えて提出しなければならないとされている。＝正当な根拠に基づく請求

本件支出は、これらの諸規定に基づき候補者およびその契約業者から提出された請求書類を厳正に審査したものである。

3. 請求人の主張に対する見解

(1) 請求人の主張

請求人は、平成 19 年 12 月 5 日付朝日新聞「公費負担の候補者のポスター代に都議選でも不正請求」の記事をうけ、自ら情報公開請求して得た資料を精査し「平成 19 年 4 月 22 日執行練馬区議会議員・練馬区長選挙公費負担請求金額一覧表」と照らし合わせ調査した。

その結果

①請求人は自身のポスター作成単価の 520 円は安い方から 7 番目であり、400 円台から 600 円台の他の候補者の単価からみても常識的な単価であるとしている。そして単価 600 円を監査基準とし、ポスターにはデザイン等の特殊な事情があることを考慮し、本件監査請求の対象をその 1.5 倍である単価 900 円とし、単価 900 円以上のポスター代公費負担請求には虚偽の不適切な請求の可能性が非常に高いと主張している。

②また、「各候補者のポスターの写真」を調べた結果、B、F、G の各政党がほぼ同一デザインのポスターで候補者名やロゴ等を差し替えていることが判明し、同一デザインであればデザイン料は割安になるのが常識であると判断している。それにもかかわらず、F 党・G 党の各候補者の単価は上限もしくはほぼ上限に近い単価であり、満額に合わせるために請求したものと考えられるとしている。

以上により、不正な水増し請求の疑いが極めて高いとし、監査をするように求めているものである。

(2) 選挙管理委員会事務局の見解

選挙運動用ポスターは、有権者の候補者選定において極めて有効な媒体であり、その表情や出来栄により、有権者が候補者に対して持つイメージに影響を与えることから、選挙運動媒体のなかでも重要な位置付けにある。

そのようなことから、ポスターの作成に関しては、企画、デザイン、撮影・印刷方法など、有権者に対して効果的に選挙運動が行われるべく様々な工夫が凝らされ、結果として候補者ごとに多種多様なものとなっている。

選挙管理委員会事務局は、改めて事実を確認するため監査対象となった 50 名の候補者およびその契約の相手方 23 社に対して調査（別添調査票）を実施し、44 候補者と 23 社から回答を得た（回答未着の 6 候補者のうち 1 名は郵便物返送、他の 5 名は未だ回答が届いていない。契約の相手方 23 社からは候補者 50 名分の回答書を受領済み。回答の内容については別紙一覧表、回答書を参照）。

その結果によれば、候補者の多くはポスターの作成に際して、多くの時間や精力を注ぎ納得のできるポスターの作成にあたっていることを窺い知ることができた。印刷業者においても、作品の出来栄には神経を使い、候補者の要求に応じて何度も下書きや校正を行っているとのことである。とりわけ、写真撮影においては候補者の表情やイメージを表現するために、スタジオや美容室等を借り上げたり、デザイナーやカメラマン、メイク専門員などの技術者を介することもあるとのことである。

このようにポスター完成に至るまでには、多くの時間や人手がかかっていること、候補者によってはデザインであったり写真であったりなど重視する観点

が様々であり経費の内訳も一様ではないこと、これらの理由により積算上予算（公費負担限度額）の範囲を超えた額になる候補者がいること等が確認された。

ポスター作成の公費負担額に関しては上限が定められているが、作成方法や作成にかかる費用の上限については制限を受けるものではない。

以上のことから、ポスターの単価は一律で論じられるものではなく、請求人自らが常識的であると設定した単価 900 円以上であることをもって、虚偽、不適正な請求であるとの主張には同意できるものではない。

また、ほぼ同一デザインであっても必ずしも割安にならない事情として、関係候補者からは、写真の差し替え・修正、一部文字の変更、印刷後の刷り直し等が生じたことによるものとの回答があった。そして、印刷業者H社からは、ポスターに対する候補者の思い入れは非常に強く、顔写真撮影においてもカメラマン、スタイリスト等のスタッフを厳選したこと、および印刷においても何度も修正を繰り返し、そのたびに校正刷りを提出、数度にわたり写真の差し替えを行ったこと等の回答があった。さらに印刷業者D社は、デザイン、版下、色再現などで良好な品質を実現するために時間がかかったこと等により、結果として請求額の経費となったと述べている。同社と契約した候補者からも適正に処理している旨の回答があった。

以上のことから、ほぼ同一のデザインであったとしても経費増となった理由、背景を確認することができ、割安になるはずであるから公費負担額に合わせた水増し請求をしているとする請求人の主張には無理があると考えられる。

4. 本件請求について

公費負担の請求事務については、現行制度上の公費負担条例および執行規程に定める手続きに基づき適正に処理しており、事務手続き上何ら瑕疵はないものであり、また関係人調査においても請求内容に不正なものが含まれていないことを確認している。よって本件支出は適法なものである。」

（原文のまま記載し、添付資料は省略した）

3 判断

以上の事実関係の確認および監査対象課への事情聴取、関係書類の調査、関係人への文書照会等に基づき、本件についてつぎのとおり判断する。

(1) 請求人は、「単価 900 円以上の候補者のポスター代公費負担請求が虚偽の不適正な請求の可能性が非常に高い。」と主張しているため、この点について判断する。

ア ポスター作成にかかる単価について

監査対象課の見解によれば、各候補者が選挙運動用ポスターの作成を重要視していることについて、「有権者の候補者選定において極めて有効な媒体であり、その表情や出来栄により、有権者が候補者に対して持つイメ

ージに影響を与えることから、選挙運動媒体のなかでも重要な位置付けにある。」こと。また、「ポスター完成に至るまでには、多くの時間や人手がかかっていること、候補者によってはデザインであったり写真であったりなど重視する観点が様々であり経費の内訳も一様ではないこと」と説明されている。

また、区議候補者および区長候補者からの回答によると、ポスター作成に当たって、デザイン料、写真代および印刷費等の各種費用が必要であり、その経費の中で、デザインを重視する候補者や写真撮影を重視する候補者など様々であり、写真撮影ひとつをとってもロケーション撮影や貸しスタジオで撮影するなどの方法で出来栄えが異なるため、慎重に検討し作成されている状況が認められた。さらに、回答のなかには、「写真差し替え、デザインの変更を行いました。」などポスター作成にかかる特殊な条件があった旨の意見の記載がされていた。見積書等の書類を添付したものも少なくなかった。

これらの説明から、候補者が選挙用ポスターを作成するに当たって、様々な工夫を凝らしていることが分かる。

したがって、ポスター作成の単価は、一律に論じられるものではなく、まして一定額以上が虚偽の不適正な請求の可能性があるとは結論づけができません。

また、前述の事実関係の確認において触れたように、条例、規程等によると、掲示場が 573 を数える練馬区では、ポスター作成の公費負担限度額は 559,248 円であり、その単価は、1 枚当たり 976 円であることから、900 円を超える単価が一律に違法、不当であるとはいえない。候補者がポスターの作成に高額な費用を費やしたとしても、区は条例等に基づく公費負担限度額以上の支出をしていない。

以上のことから、請求人が一律に設定したポスター作成単価 900 円以上の公費負担請求が、「虚偽の不適正な請求の可能性が非常に高い」とする主張を認めることはできない。請求人自身のポスター作成費等を一つの基準とした主張は、請求人の主観的な見解に過ぎない。

イ 区議候補者等からの回答について

本件請求のポスター作成に関する支出のうち、監査対象課の資料および監査委員の調査結果により区議候補者 47 名について検討した結果は、以下のとおりである。

- (ア) 区議候補者や区議候補者に係る選挙運動用ポスター作成契約の相手方（以下、「区議ポスター作成の契約相手方」という。）の契約相手方の双方またはどちらか片方から、経費の項目や事情の説明等が記載されてい

た候補者 35 名（下記(イ)および(ウ)の区議候補者を除く）について

上記候補者および区議ポスター作成の契約相手方の双方から、「公費負担請求金額の中にポスター作成費以外の経費が含まれていない」との回答があり、さらに、双方またはどちらか片方から、デザイン料、写真代等の科目の内訳やポスター作成時の特殊な事情などが記載されていた。双方の回答とも記載されていた金額等に基づき請求された金額は、公費負担限度額以内であった。したがって、適正な請求であると認められ、水増し請求・架空請求等があったとはいえないと判断できる。

(イ) 区議候補者および区議ポスター作成の契約相手方からの回答で、いずれもポスター作成に必要とした経費内訳が「一式」との記載があるものないし内訳欄に特に記載がない候補者 7 名について

ポスター作成に必要とした経費内訳が「一式」と記載されていた 5 名の候補者（D 5、I 1、D 8、D 9、C 1 2 各候補者）については、区議候補者および区議ポスター作成の契約相手方の双方から、「公費負担請求金額の中にポスター作成費以外の経費が含まれていない」との回答があった。

また、それぞれの候補者は、つぎのように経費内訳を説明していた。

D 5 候補者は、「ポスター一式 (573 枚分)」、I 1 候補者は、「ポスター 573 枚一式」、D 8 候補者は、「ポスター 650 枚一式」、D 9 候補者は、「ポスター一式費用」、C 1 2 候補者は、「一式」との説明がされていた。双方の回答とともに記載されていた金額等に基づき請求された金額は、公費負担限度額以内であった。したがって、適正な請求であると認められ、水増し請求・架空請求等があったとはいえないと判断できる。

つぎに、ポスター作成に必要な経費内訳欄について、特に記載がない 2 名の候補者（C 6、C 1 4 各候補者）については、区議候補者および区議ポスター作成の契約相手方の双方から、「公費負担請求金額の中にポスター作成費以外の経費が含まれていない」との回答があった。

さらに、C 6 候補者は、「裏面全体がシールになっている紙を使用しました。」、C 1 4 候補者は、「デザイン、修正、印刷、印刷原稿等込みで依頼しておりました。今回は、ポスターに使用した紙質が光沢のある素材で通常のものより高額でした。尚、選挙ハガキは、この中に当然含まれておらず、領収書も別になっている。」との事情説明がされていた。

回答とともに記載されていた金額等に基づき請求された金額は、公費負担限度額以内であった。これらのことから、水増し請求・架空請求等があったとはいえないと判断できる。

なお、ポスター作成にかかる公費負担制度においては、印刷に係る経

費についての上限が定められているものの、その内訳の明示や内訳ごとの限度額が定められていないことから、内訳を特に定めず一式という形態で契約を行うことは制度の運用を誤ったものとはいえない。

(ウ) 区議候補者からの回答がないかまたは照会文書が返送されたが、区議ポスター作成の契約相手方からの回答があった候補者5名について

区議候補者からの回答はないが、区議ポスター作成の契約相手方からの回答があった4名の区議候補者（H2、D3、C7、C10各候補者）については、「公費負担請求金額の中にポスター作成費以外の経費が含まれていない」との回答があった。経費についても納品書(控)が添付されたものもあるなど具体的に記入され、記載されていた金額等に基づき請求された金額は、公費負担限度額以内であった。これらのことから、水増し請求・架空請求等があったとはいえないと判断できる。

つぎに、監査対象課および監査委員が照会した文書が返送されたが、区議ポスター作成の契約相手方から回答があった1名の区議候補者（I3候補者）については、区議ポスター作成の契約相手方から、「公費負担請求金額の中にポスター作成費以外の経費が含まれていない」との回答があり、内訳欄には、「ポスター573枚一式」と記載されており、記載されていた金額に基づき請求された金額等は、公費負担限度額以内であった。これらのことから、水増し請求・架空請求等があったとはいえないと判断できる。

なお、内訳を特に定めず一式という形態で契約を行うことは制度の運用を誤ったものとはいえないことは前述のとおりである。

ウ 区長候補者等からの回答について

本件請求のポスター作成に関する支出のうち、監査対象課の資料および監査委員の調査により、区長候補者3名について検討した結果は、以下のとおりである。

区長候補者および区長候補者に係る選挙運動用ポスター作成の契約相手方（以下、「区長ポスター作成の契約相手方」という。）の双方からの回答において、経費の内訳や事情の説明等が記載されていた候補者3名（M1、N1、P1各候補者）については、3名全員の区長候補者および区長ポスター作成の契約相手方の双方から「公費負担請求金額の中にポスター作成費以外の経費が含まれていない」との回答があった。さらに、M1およびP1候補者からは、デザイン料、印刷費等の経費の内訳が記載され、N1候補者からは、デザイン料、印刷費等の経費の内訳を記載した見積書が添付されており、双方の回答ともに記載されていた金額等に基づき請求された金額は、公費負担限度額以内であった。これらのことから、水増し請

求・架空請求等があったとはいえないと判断できる。

(2) F党およびG党のほぼ同一デザインのポスターについて

請求人の「F党・G党は各々ほぼ同じデザインのポスターを作成し、F党は満額(中略)G党もほぼ満額に合わせ(中略)不正な水増し請求した疑いが極めて高く」との主張について判断する。

F党候補者の区議ポスター作成の契約相手方H社からの回答に伴う意見として、「12名候補のポスターに対する思い入れは非常に強く、そのために顔写真撮影におきましても、カメラマン、スタイリスト、ヘアメイクの人選もかなり厳選いたしました。又、印刷におきましては、何度も修正を繰り返し、そのたびに校正刷を提出し、写真差し替えも数度行いました。又、印刷刷了後も刷り替えを行うものも発生いたしましたが、結果として納得いただけるポスターを作製することが出来ました。」との回答があった。

また、G党候補者の区議ポスター作成の契約相手方D社からの回答に伴う意見として、「デザイン、版下、色再現など、当社として良好な品質を実現するために、プロのカメラマンとメイクで時間をかけて撮影し、1人ひとりの色再現でも、直し処理に時間がかかり、結果として記載の経費となりました。」との回答があった。

これらの説明から、ポスター撮影において候補者のもつ特徴を活かすための様々な工夫や完成度を高めるための方法が取られていることが推察される。

条例等の規定では、ポスター作成契約は、一人ひとりの候補者がポスター作成業者と有償契約を締結するとされており、所属会派ごとにまとめて契約するものとされていないこと、また、前述した事情があったことを踏まえると、結果として、同一デザインに近いポスターになったとしても、そのことをもって、ポスター単価が必ずしも安くなるとはいえないと判断できる。

さらに、監査対象課の調査において、区議候補者および区議ポスター作成の契約相手方の双方から「公費負担請求金額の中にポスター作成費以外の経費が含まれていない」との回答がなされている。

したがって、請求人の「同じデザインのポスターを作成し(中略)不正な水増し請求した疑いが極めて高く」との主張には同意できず、水増し請求・架空請求等があったとはいえないと判断できる。

(3) 公費負担に係る事務処理手続について

公費負担の交付にいたる手続および支出事務の手続については、条例等の規定に沿って適正に処理されており、手続上違法・不当な点は認められ

ない。

以上により、請求人の主張するような「単価 900 円以上の候補者のポスター代公費負担請求が虚偽の不適正な請求」とはいえず、また、「ほぼ同じデザインのポスターを作成し、F 党は満額(中略)G 党もほぼ満額に合わせ(中略)不正な水増し請求」との主張は認めることができない。したがって、選挙運動用ポスター作成の公費負担に関する支出について違法・不当な支出であるとは認められず、区には返還請求権が生じないため、請求人の請求を棄却するのが相当であると判断する。

第4 意見

今回の監査において、選挙管理委員会の事務処理手続が形式的審査を中心に行われていることが明らかとなった。通常、公費支出の審査を行うに当たっては、請求の内容確認を図るため請求書や納品書などの証憑書類の添付がなされるのが一般的である。こうした観点から、今後、選挙管理委員会として、内訳などが把握できる証憑の添付について検討されたい。